

令和8年度寺林山市有林造林作業業務委託に関する質問への回答

No	質 問	回 答
1	仕様書第6条に記載されている林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度以外の退職金制度に加入している場合、社会保険等加入状況調査表(様式第1号)において、当該退職金制度への加入を点数として計上することは可能でしょうか。	本仕様書においては、退職金共済制度として、林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度のいずれかへの加入を求めています。したがって、原則として、これら以外の退職金制度は対象としていません。ただし、これらと同等に第三者による管理がなされ、退職金の支給が制度上担保されているものについては、提出書類により確認の上、認める場合があります。
2	施工区域内に複数の作業道が存在しますが、最終的に除地としない(植栽対象となる)作業道について、地拵え作業により発生した伐採残材(いわゆるボサ)を当該作業道上またはその周辺に集積しても差し支えないでしょうか。	本仕様書に基づき、地拵え後の林地は植穴掘削および苗木植付け作業が円滑に行える状態とする必要があります。また、植栽にあたっては、列間および苗間ともに水平距離2.2mの正方形配列を基本としています。 このため、 ・所定の植付配列(2.2m間隔)を確保できること ・植栽作業および作業安全に支障を生じさせないこと 以上の条件を満たす範囲において、等高線方向への集積を原則として伐採残材を配置することは差し支えありません。なお、伐採残材の集積にあたっては、仕様書第2条第3号に定めるとおり、集積高は1.5m以下、集積幅は2m以下とする必要があります。
3	地拵え作業における土壌の掘削について、施工上の深さ等に特段の制限はありますか。	本仕様書においては、地拵え作業は地床植生の除去を主目的としており、土壌を深く掘削することは想定していません。